

○総務省告示第 号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百四十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正案

次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二条の十第三号</p>	<p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>二 無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二条の十一 規則第三十二条の十八 規則第三十二条</p>	<p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>

改正前

<p>一 「同上」</p>	<p>規則第三十二条の十八</p>	<p>インターネットプロトコル移動電話用設備から指示があった場合は、中欄に掲げる規定のうち、確認をする信号の送出は不要とする。</p>
<p>二 発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二条の二十三</p>	<p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	三 発信する機能を有しない インターネットプロトコル 移動電話端末等	規則第三十二條 の二十四第一号	の二十二
	規則第三十二條 の二十三	インターネットプロトコル移動電話 端末固有情報を記憶する装置を取り外す 機能を有している場合は、中欄に掲げ る規定を適用しない。 中欄に掲げる規定を適用しない。	